

# 訪問看護・介護予防訪問看護 重要事項説明書

(介護保険)

## 1. 事業所の目的

この事業は訪問看護師が介護保険法における要介護状態又は要支援状態にある者または、疾病、負傷等により居宅において継続して療養を受ける状態にある者であって、かかりつけ医が訪問看護を必要と認めた利用者様に対し適切な訪問看護を提供することを目的とします。

## 2. 事業所の運営方針

- 1) 事業に当る看護師は、利用者様の心身と特性を踏まえて全体的な日常生活動作の維持、回復を図ると共に、生活の質の向上を重視した在宅生活が継続できるように致します。
- 2) 事業の提供にあたっては、懇切丁寧に行い、利用者様またはご家族様に対し事業の提供方法について理解しやすいように説明を行い、書面により同意、確認を行います。
- 3) 事業の実施にあたっては、関係市町村や地域との結びつきを重視し保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

## 3. 事業所の概要

【名称】 医療法人同仁会 訪問看護ステーション百合の会  
【指定番号】 4061590008 福岡県  
【所在地】 福岡県大野城市乙金東2丁目17番10号  
【連絡先】 TEL 092 - 503 - 5555 FAX 092 - 503 - 7151  
【職員】

- |                 |                  |
|-----------------|------------------|
| (1) 管理者         | : 1名             |
| (2) 訪問看護師 (常勤)  | : 2名 (内、管理者1名兼務) |
| (3) 訪問看護師 (非常勤) | : 2名             |
| (4) 作業療法士 (常勤)  | : 1名 (兼務)        |
| (5) 事務          | : 1名             |

### 【営業日・営業時間及びサービス提供時間】

～平日～

営業時間：8：30～17：30 サービス提供時間：8：45～17：00

～土曜日～

営業時間：8：30～12：30 サービス提供時間：8：45～12：00

\*日曜日・祝祭日及び年末年始(12/30～1/3)は休業します。

### 【サービス提供区域】

- |       |      |         |        |      |
|-------|------|---------|--------|------|
| ・大野城市 | ・春日市 | ・筑紫野市   | ・太宰府市  | ・宇美町 |
| ・那珂川市 | ・志免町 | ・福岡市博多区 | ・福岡市南区 |      |

#### 4. サービスの内容

- 1) 病状の観察（健康チェック・健康相談）
- 2) 清潔保持の援助（清拭・入浴・洗髪・爪切り等）
- 3) 服薬管理及び指導
- 4) 精神支援（不安の軽減・悩みの傾聴等）
- 5) 療養上の世話（身の回りの環境整備・排泄介助・食事介助等）
- 6) 褥瘡の予防・処置
- 7) リハビリテーションの実施と相談
- 8) ターミナルケア（終末期の頻回訪問）
- 9) 認知症の方の看護（家族指導等）
- 10) 利用者様や家族に対する療養生活上の看護、介護方法の指導
- 11) 医師の指示による医療的処置の実施・指導（吸引・酸素吸入・カテーテル管理・点滴・膀胱等）
- 12) 精神疾患の方の病状観察及び生活指導

#### 5. サービス提供の記録等

- 1) サービスは介護支援専門員作成のケアプランに沿って「訪問看護・介護予防訪問看護計画書」を作成し、利用者様に計画書をお渡しサービスを提供します。
- 2) 月ごとに「訪問看護・介護予防訪問看護計画書」に基づき、サービス提供の状況、目標達成の状況などを評価し「訪問看護・介護予防訪問看護記録」や「訪問看護・介護予防訪問看護報告書」等の書面を作成し主治医に報告します。
- 3) 利用者様にはサービス更新時・状態変化時にサービスの評価と見直し（サービス担当者会議）を行い「訪問看護・介護予防訪問看護計画書」を提出いたします。
- 4) 訪問看護記録ファイルを用意致しますので、ご自宅に置かせて頂き訪問の都度、担当看護師が訪問看護記録をファイル致しますので、ご確認をお願いします。
- 5) 「訪問看護・介護予防訪問看護記録」や「訪問看護・介護予防訪問看護報告書」を作成完了後5年間は適正に保管し、利用者様の求めに応じて閲覧でき、また実費負担によりその写しを交付できます。

#### 6. ご負担金について

- 1) 負担金は本文10ページに記載しています。
- 2) 負担金は後払いで、翌月第1回目の訪問日に現金にてお支払い頂きます様お願い致します。

#### 7. 虐待の防止について

- 1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 田中 万理華
-------------	------------

- 2) 成年後見制度の利用を支援します。
- 3) 苦情解決体制を整備しています。
- 4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

- 5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 8. 緊急時の連絡について

- 1) サービス提供中、利用者様の病状が急変した場合、主治医へ連絡すると共に緊急を要すると判断した時は救急車を要請します。
- 2) 当ステーションは 24 時間連絡体制を取っていますので、病状が急変した場合はご連絡下さい。訪問予定日以外に緊急訪問を行った場合は、緊急時訪問看護加算と訪問看護提供時間の費用は発生しますのでご了承下さい。

## 9. 事故発生時の対応方法について

- 1) サービス提供時に事故が発生した場合は、適切な処置を行うと共に、利用者の家族、利用者に関わる居宅支援事業所等に連絡を行います。
- 2) 利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償手続きを速やかに行います。

## 10. 苦情処理体制について

- 1) 利用者様は提供されたサービスに苦情がある場合には事業者、ケアマネージャ、市町村または国民健康保険団体連合会に対していつでも苦情を申し立てる事が出来ます。（県または各市区町村の相談窓口は本文 11 ページに記載）
- 2) 当ステーションでは苦情があった場合は、直ちに対応できる体制を取っていますので手順に従って取り組みます。改善を行うと共にご利用者様に、謝罪・報告します。また担当ケアマネージャにも連絡します。サービスについてのご相談、ご不満等どんなことでもお寄せ下さい。

苦情相談窓口の設置	
サービス提供責任者	田中 万理華
苦情担当者	吉瀬 幸一
<b>TEL</b>	<b>092 - 503 - 5555</b>
<b>FAX</b>	<b>092 - 503 - 7151</b>

## 11. 業務継続計画の策定等

- 1) 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供を断続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」といいます）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- 2) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- 3) 事業所は、定期的に業務継続計画に見直しをおこない、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 12. 衛生管理等

- 1) 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- 2) 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

## 13. 訪問車両の同乗について

当事業所が所有・管理する車両に同乗することができません。オプションの場合も同様です。

## 14. 注意事項

- 1) 利用者様の都合により、サービスの中止や変更を希望する場合は早急にご連絡下さい。なお連絡が無く、訪問時に利用者様が不在でサービスの提供が出来なかった場合のみ百合の会の定めるキャンセル料を請求いたします予めご了承下さい。
- 2) 利用者様が公的な保健福祉サービスを円滑にご利用できるよう、主治医や居宅介護支援事業所に報告書を提出しております。但し、個人情報保護法に基づき、利用者の承諾なく利用目的以外及び第三者に開示・提供することはありません。(個人情報保護同意書)
- 3) 交通事情により訪問時間が変更する場合や、訪問前後利用者様の状態変化や諸事情により訪問時間が変更する場合は、前もってお電話をします。
- 4) 看護師等は、年金の管理・金銭の貸借等の取り扱いはできません。
- 5) 介護保険制度上、利用者様の心身機能維持回復の為に療養上の世話や療養の補助を行うこととされています。それ以外の業務(家事援助等のヘルパー業務)をすること、同居のご家族へのサービスの提供を行うことは出来ませんので予めご了承下さい。
- 6) 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしについては、お気遣いは不要です。
- 7) 禁止行為について
  - ①職員に対する身体的暴力(身体的な力を使って危害を及ぼす行為)
  - ②職員に対する精神的暴力(人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、貶めたりする行為)
  - ③職員に対するセクシャルハラスメント(意に添わない性的誘い掛け、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為)

## 15. その他

- ・ 研修の機会を設けスタッフの資質向上に努めています。
- ・ 私達職員は業務上知り得た利用者またはご家族の秘密を保持いたします。また職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を職員との雇用契約の内容とします。

## 16. オプション

保険を使わず、自費で看護師の同行や付き添いを希望される方への当事業所と利用者様の間で契約・実施する有償サービスです。病院受診同行、家族不在時の見守り、外出(公共機関・施設や買い物等)への同行です。料金は11ページを参照としてください。

サービス契約に当たり、上記の通り説明致しました。

令和 年 月 日

〒816-0901  
(事業者) 所在地 福岡県大野城市乙金東2丁目17番10号

事業者名 医療法人同仁会 訪問看護ステーション百合の会

代表者名 見元 伊津子 ㊞

管理者名 田中 万理華 ㊞

T E L 092 - 503 - 5555